

## 新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業に伴う 子供たちの心のケアと学びの保障等を求める意見書

政府からの要請により、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、3月から小学校・中学校・高等学校等の臨時休業が行われた。

臨時休業中も、教職員はさまざまな方法によって、子供の学びや心のサポートに努めてきたが、子供たちにとっては、共に学ぶ場を失うとともに、友人と会話や遊びを楽しむ機会が減少した。

再開後の学校は、感染症対策に最大限の対策を講じつつ、子供たち一人ひとりに寄り添う中で、ゆたかな学びの保障に向けて取り組んでいるが、学校にとって、かつてない多くの課題に取り組むこととなっており、最大限の支援を必要としている。

具体的には、授業を通して学びを補完するために、学習を支援する教員や支援員の配置が全学年に渡って必要である。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組みながら、学校生活を送る子供たちの心のケアに教職員が当たるためには、その時間を生み出すための人員の拡充が必要である。加えて、これから進めるICTの活用による学びの保障のためのスタッフの配置も必要となる。

さらに、この間の休業時の学習の補完や、今後起こり得る新型コロナウイルス感染症の第2波・3波による臨時休業があった場合、子供たちの学びを保障する手段として、パソコン、タブレットやスマートフォン等のICT機器を活用することは有効な手段となるが、ICT機器やネット環境が整備されていない家庭もあることから、その環境整備は急務となっている。

先般、ICT機器導入のための予算措置はされたが、通信料や機器のメンテナンス費用等のランニングコスト、また、ソフトウェアの整備費用等は、地方自治体の負担となっており、公教育の一部としての情報機器の活用を推進するためには、国の予算措置により実施されることが望まれる。

「中央教育審議会」では、令和2年4月30日付け「全国の学校教育関係者のみなさんへ」において、「臨時休業等になったことにより、子供たち、保護者、地域の方々にとって、社会のセーフティーネットとしての役割をも果たしている学校という存在の持つ役割や意義の大きさ、教職員の日頃の取組の重要性が改めて浮き彫りになった」との認識を示しており、前例がない緊急事態の中で、学校が子供たちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子供のゆたかな学びの支援を継続して行う必要がある。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自

治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

1. 子供のいのちと心のケアを含む心身の健康保持及びゆたかな学びの保障に向け、きめ細やかな支援や配慮のための人的配置を拡充すること
2. いかなる状況の中でも、学びの継続を保障するため、必要な環境整備を国の財源で速やかに行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

小田原市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

あて